

新旧対照表

現 行

別表第4（第2条関係）

標準事務以外の事務に係る手数料

1～20（略）

21 建築基準法に関する手数料

名称 (略)	事務の区分 (略)		金額 (略)	
(3)の2 構造計算適合性判定手数料	法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算が法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものである場合	床面積が1,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 115,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 137,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 151,000円	
		床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 191,000円	
		床面積が50,000平方メートルを超えるもの	1の建築物につき 323,000円	
		構造計算が法第20条第1項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものである場合	床面積が1,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 167,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1の建築物につき 215,000円	
	床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		1の建築物につき 248,000円	
	床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの		1の建築物につき 324,000円	
	(4) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第19項の規定に基づく	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの			1件につき 18,000円	
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの			1件につき 22,000円	
床面積の合計が200平方メートル			1件につき	

改 正 案

別表第4（第2条関係）

標準事務以外の事務に係る手数料

1～20（略）

21 建築基準法に関する手数料

名称 (略)	事務の区分 (略)		金額 (略)	
(3)の2 構造計算適合性判定手数料	法第6条の3第1項又は第18条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算が法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより行われたものである場合	床面積が1,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 115,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 137,000円
		床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 151,000円	
		床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 191,000円	
		床面積が50,000平方メートルを超えるもの	1の建築物につき 323,000円	
		構造計算が法第20条第1項第2号イに規定する国土交通大臣が定めた方法により行われたものである場合	床面積が1,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 167,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1の建築物につき 215,000円	
	床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		1の建築物につき 248,000円	
	床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの		1の建築物につき 324,000円	
	(4) 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第28項の規定に基づく	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの			1件につき 18,000円	
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの			1件につき 22,000円	
床面積の合計が200平方メートル			1件につき	

新旧対照表

現 行			
	特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する同条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	ルを超え500平方メートル以内のもの	30,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 47,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 64,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 157,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 242,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 457,000円
		(5) 建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請に対する審査又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了の通知に対する審査
小荷物専用昇降機	一の建築設備につき 11,000円		
(6) 工作物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了の通知に対する審査	一の工作物につき 12,000円	
(7) 中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する同条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 17,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 21,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 29,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 45,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル	1件につき 61,000円

改 正 案			
	特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する同条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	ルを超え500平方メートル以内のもの	30,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 47,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 64,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 157,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 242,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 457,000円
		(5) 建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請に対する審査又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する完了の通知に対する審査
小荷物専用昇降機	一の建築設備につき 11,000円		
(6) 工作物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する完了の通知に対する審査	一の工作物につき 12,000円	
(7) 中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料	法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する同条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 13,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 17,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 21,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 29,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 45,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル	1件につき 61,000円

新旧対照表

現 行			
		以内のもの	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 147,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 232,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 437,000円
(8) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は法第18条第19項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 25,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 40,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 53,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 120,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 190,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 380,000円
		(9) 建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査又は法第87条の4において準用する法第18条第19項の規定に基づく建築設
小荷物専用昇降機	一の建築設備につき 11,000円		

改 正 案			
		以内のもの	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 147,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 232,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 437,000円
(8) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 12,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 16,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 19,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 25,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 40,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 53,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 120,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 190,000円
		中間検査を行う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 380,000円
		(9) 建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	法第87条の4において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査又は法第87条の4において準用する法第18条第28項の規定に基づく建築設
小荷物専用昇降機	一の建築設備につき 11,000円		

新旧対照表

現 行

	備に関する特定 工程終了の通知 に対する審査	
(10) 工作物に 関する中間検 査申請又は特 定工程終了通 知手数料	法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査又は法第88条第1項において準用する法第18条第19項の規定に基づく工作物に関する特定工程終了の通知に対する審査	一の工作物につき 12,000円
(11) 検査済証 の交付を受け る前における 建築物等の仮 使用認定申請 手数料	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	120,000円

備考 (略)  
22～69 (略)

改 正 案

	備に関する特定 工程終了の通知 に対する審査	
(10) 工作物に 関する中間検 査申請又は特 定工程終了通 知手数料	法第88条第1項において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請に対する審査又は法第88条第1項において準用する法第18条第28項の規定に基づく工作物に関する特定工程終了の通知に対する審査	一の工作物につき 12,000円
(11) 検査済証 の交付を受け る前における 建築物等の仮 使用認定申請 手数料	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	120,000円

備考 (略)  
22～69 (略)